

## 申15号 業務委託駅における業務の委託範囲の拡大に関する説明申し入れ

### 業務委託範囲の変更点 (会社説明)

実施時期：平成27年4月1日以降準備出来次第

箇所	人身事故等が発生した場合の現地責任者業務	列車非常停止警報装置の復帰扱い業務
駅務責任者が泊体制をとっている業務委託駅	運転士が一次的な現地責任者を担い、業務委託駅社員（駅務責任者に限る）が二次的な現地責任者業務及び最終的な安全確認を行う。	業務委託駅社員が自らの判断で復帰扱いを行い、管理駅に事後報告を行う。
上記以外の業務委託駅	運転士が一次的な現地責任者を担い、管理駅社員等が二次的な現地責任者及び最終的な安全確認を行う。	

### 交渉で明らかにした説明事項!!

#### 【委託範囲拡大の目的】

「安全が大前提」「グループ経営構想Vの実現」

- ①輸送品質の向上  
(早期運転再開、早期ダイヤ回復、輸送障害の影響拡大防止)
- ②サービスレベルの向上

#### 【委託範囲拡大に至った経過】

駅業務受託会社連絡会(10月)で意見交換

- 意見交換の特徴的な内容は…、
- ①支社毎に受託会社が扱う業務が違う
- ②現地責任者、列車復位ができる体制確立

#### 【現地責任者、列車復位を委託拡大する根拠】

- ◇資格を要しない運行関係業務は「委託可能業務」である
- ◇10年で5,700名が退職し、エルダーになっていく。現場の特情を理解しているエルダーがプロパーのOJT教育を行なうなど「技術継承」ができる環境がある。
- ◇受託会社側で、「教育責任者」を配置し、教育ができる環境が整っている(業務支援センター、サポートセンターなど)
- ◇エルダーから「先月までできたのに、エルダーになったらできない」という声がある

### 「資格を要する運転取扱業務」は本体で行う事を改めて確認!!

#### 【駅務責任者の配置について】

- ◇駅務責任者の配置は、契約内容に基づきグループ会社で決定する
- ◇駅の利用状況に合わせて配置する
- ◇駅務責任者を配置する駅は、今後増えていく
- ◇現地責任者になるのは、駅務責任者のみ
- ◇本体での経験を考慮し駅務責任者を配置
- ◇駅務責任者は、社員の管理・指導業務を担う

#### 【駅務責任者の役割について】

- ◇教育・訓練、人材育成、社員管理、委託駅の巡回、安全・サービス、営業事故等への管理指導の責任者を担う

#### 【現地責任者の役割と配置について】

- ◇現地の安全確保、指令との連絡、消防・警察との連絡、支障線区判断、運転再開最終判断
- ◇安全等を判断するので、段階的に配置する

#### 【現地責任者、列車復位を行うために教育】教育を行えばプロパーも従事可能と回答!

- ◇人身事故対応については、2時間以上の教育を年1回以上実施する(着任時にも実施する)
- ◇JRが主催する復旧訓練に年1回以上参加する ⇒「教育責任者」を配置し教育を実施する!!
- ◇列車対応については、着任時と年1回以上の訓練を実施する
- ◇その他、支社の特情を踏まえて訓練を実施する
- ◇教育はグループ会社の契約に入るので、本体として「履行確認」を実施する

## 安全な作業環境と体制を構築するために、要求を作り出そう!!